

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

受動喫煙防止対策

健康増進でボーナス制

外出先も就業中は禁煙へ エムステージ
禁煙外来を全額負担 レバレッジズ

特集Ⅱ

重機の接触防止を推進

新東名高速道路川西工事で合同パト
小田原労基署 / 平塚労基署

ニュース

床面積 80㎡以上が基準

厚労省検討会 石綿事前調査で届出新設

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは
 0120-972-825
安全衛生動画レポートも配信中です

2020
2 / 15
No.2348



出張先で飲酒し、ホテル内階段で転倒

社労士が教える 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
アイアンストライカーズ社会保険労務士法人

代表社員 瀨本 絵美

第307回

■ 災害のあらまし ■

Aは、株式会社Xに20年勤務するベテラン営業マン。ある日、Aは部下2人とともに、1泊2日の予定で出張し、1日目の業務終了後の夜に、取引先から接待を受けた。その後、宿泊予定のホテルへと向かった。Aは、アルコールが入っていたこともあったせいか、ホテル内の階段を歩行中に転倒し、頭部を強く打撲した。そのときは直ぐに起き上がり「大したことないから」と部屋に入ったため、医療機関などへ行くこともなかった。しかし、この頭部打撲が原因で、Aは約5週間後に急性硬膜外血腫で死亡した。

■ 判断 ■

Aの飲酒行為は、業務と全く関連のない私的行為や恣意的行為あるいは業務遂行から逸脱した行為によって自ら招いた事故ではないと判断。出張に伴う危険が現実化したものとして、相当因果関係が認められ、業務上の災害となった。

■ 解説 ■

業務災害として認められるには、「業務遂行性」と「業務起因性」のどちらも有することが前提となる。「業務遂行性」とは、労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下または管理下にあることをいう。事業主の支配下または管理下にある場合というのは、下記の3つのパターンがある。

1. 事業場内で作業中に災害に遭った場合
2. 事業場内での休憩中や、始業前・終業後の事業場内で災害に遭った場合
3. 事業場外で労働しているときや出張中に災害に遭った場合

出張中は、業務を行っている時間だけで

なく、休憩中の飲食や移動中の事故は当然のことながら、業務後のホテルなどでの宿泊中の災害（宿泊中の火災、食事による食中毒など）も、事業主の支配下にあるとして「業務遂行性」が認められる。また、今回の事案において、Aが事業主に対して負う出張業務全般についての責任を放棄ないし逸脱したものに至っていたとは認められないこともあり、業務遂行性は失われていないと判断される。

次に、「業務起因性」とは、業務と災害との間に相当と認められる因果関係が存在することをいう。出張中の飲食行為を伴う場合において、「業務起因性」が認められるかどうかであるが、「業務」とは業務そのものだけを指すものではなく、次のような行為も「業務」とみなされる。

1. 本来の業務に付随する行為
2. 職務から当然行なうことが予想される緊急行為
3. 作業中断による生理的行為または反射的行為（用便、炎天下での飲水、風に飛ばされた帽子をとっさに拾う行為など）

この転倒事故は、アルコールによる酔いのために注意力や動作の敏捷性が減退した状態のもとで生じたものであり、一見すると本人の不注意や不始末によるものと考えられるが、Aの飲酒行為は、宿泊を伴う出張において通常随伴する行為であり、業務と全く関連のない私的行為や恣意的行為あるいは業務遂行から逸脱した行為によって自ら招いた事故ではないことを鑑みると、「業務起因性」が認められる。

一方、同じ飲食行為であったり出張中の行為であったとしても、下記の場合は、業務災害を否定される可能性が高いと考えられる。

1. 出張先の従業員が企画した任意の送別



会（有志の企画や全員参加を前提としていないなど）に参加する場合

2. 当日の移動では間に合わないため前日入りで出張し、夕飯がてら任意に飲酒する場合
3. 宿泊予定のホテルに宿泊せず同僚の社員宅に宿泊する場合
4. 通常の出張経路を変えて観光地に寄る場合

つまり、上記のような行為は、私的行為や恣意的行為あるいは業務遂行から逸脱した行為によるものと判断されるため、業務遂行性が認められづらいのである。また、業務起因性に関しても、これらの行為があったという事実がある以上、業務との因果関係は認められず、業務災害を否定されることが大半である。

出張時は、業務が終わった後に接待を受けたりホテルの部屋で一杯ゆったりという行為は、通常あり得ることがあるが、出張先の会社の任意の懇親会に参加することは、出張に伴う行為とまでは言えない。このように、出張時の同じ飲食行為だったとしても、通常出張に随伴する行為かどうかにより、結論が異なるのである。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp